

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
昭和 52 年 6 月から 55 年 11 月までは、毎月、町内会の集金人に付加保険料を含む国民年金保険料を納付したもので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間（第三号被保険者であった期間を除く。）について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の前後の期間の付加保険料も納付している。そして、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国民年金保険料の過年度納付を複数回行いながら、その未納期間が生じないように努めていることがうかがえ、申立期間の保険料のみ未納であったとは考え難い。

また、申立期間は 9 か月と短い上、申立期間当時、申立人の夫は複数の会社を経営しており、安定した収入があったものと推認され、申立ての国民年金保険料が納付されていることについて、特に不自然さは見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①については、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年1月26日に訂正し、同期間のうち、昭和40年1月から同年4月までの標準報酬月額を3万6,000円、同年5月から同年10月までの標準報酬月額を3万9,000円とすること、申立期間②については、申立人の同事業所における資格喪失日に係る記録を42年6月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を4万2,000円とすること、申立期間③については、申立人のA社C出張所における資格喪失日に係る記録を46年8月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を10万円とすること、申立期間④については、申立人のD社における資格喪失日に係る記録を52年9月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①、③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行しておらず、申立期間②の厚生年金保険料を納付したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月26日から同年11月1日まで
② 昭和42年5月20日から同年6月1日まで
③ 昭和46年7月31日から同年8月1日まで
④ 昭和52年8月31日から同年9月1日まで

昭和38年4月にA社に営業職として入社して以降、53年2月に退職するまで継続して同事業所及びそのグループ会社で勤務していた。それにもかかわらず、グループ会社間で異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社における勤務状況に係る申立人の具体的な供述、同社の事業主（当時）及び元同僚（複数）の証言から、申立人は申立期間①について、同事

業所に継続して勤務し（昭和 40 年 1 月 26 日に A 社本社から同社 B 支店に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A 社 B 支店に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和 40 年 11 月の標準報酬月額）から、昭和 40 年 1 月から同年 4 月までを標準報酬月額の上限である 3 万 6,000 円、同年 5 月から同年 10 月までを 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したと回答しているが、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が記録どおりの届出を社会保険事務所に対して行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 2 雇用保険の記録及び A 社の事業主の証言から、申立人は申立期間②について、同事業所に継続して勤務し（昭和 42 年 6 月 1 日に A 社 B 支店から同社 C 出張所に異動）、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A 社 B 支店に係る社会保険事務所の記録（昭和 42 年 4 月の標準報酬月額）から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したと回答しているが、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 雇用保険の記録及び A 社の事業主の証言から、申立人は申立期間③について、同社 C 出張所に継続して勤務し（昭和 46 年 8 月 1 日に A 社 C 出張所から同社本社に異動）、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、A 社 C 出張所に係る社会保険事務所の記録（昭和 46 年 6 月の標準報酬月額）から、10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したと回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和46年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 4 雇用保険の記録及びD社の事業主（当時）の証言から、申立人は申立期間④について、同事業所に継続して勤務し（昭和52年9月1日にD社からA社C出張所に異動）、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、D社に係る社会保険事務所の記録（昭和52年7月の標準報酬月額）から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したと回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和52年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、同社本社から同社C工場に異動した際の厚生年金保険の加入記録が無いが、同社には継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管する在籍期間証明書から、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和47年12月1日に本社からC工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和47年10月の標準報酬月額）から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったと認めていることから、事業主が昭和47年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年1月6日に、資格喪失日に係る記録を同年同月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月6日から同年同月21日まで

平成4年1月6日にA社に入社し、同年1月20日に退社した。給与明細書と源泉徴収票から厚生年金保険料の控除を確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び源泉徴収票並びに申立てに係る事業所が保管する人事関係資料から、申立人が同事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合においては、その後に喪失届等が提出されることとなるが、そのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は、これらの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年10月10日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から19年2月28日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月10日から19年2月28日まで

申立期間について、A社にBとして勤務していたが、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が当時の給与明細書に記載されている給与支給額や厚生年金保険料の控除額と比べて低いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成18年10月10日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から19年2月28日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納

付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「誤って資格取得時の標準報酬月額を訂正する届出を行ったため、過小な納付となってしまったと思う。」と回答しており、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成 18 年 11 月については、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致することから、上記期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までに
ついて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社における上記
期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正
前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行
したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 10 月 2 日まで
② 昭和 53 年 12 月 1 日から平成 7 年 10 月 10 日ま
で

A 社における給料支払明細書の総支給額がねんきん定期便に記載された
標準報酬月額よりもかなり多く、また、厚生年金保険料の控除額について
も同記録と金額が違うように思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づ
き標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付
が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料
額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、
記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額
を認定することとなる。

2 申立期間のうち、昭和 63 年 9 月の標準報酬月額については、その所持す
る給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、24 万円
に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納
付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所は既に解散

し、申立期間当時の代表取締役及び取締役は全員死亡しており証言は得られない上、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間のうち、i) 昭和 59 年 5 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、60 年 1 月から同年 11 月までの期間、61 年 2 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から 62 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から同年 12 月までの期間、63 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月、同年 11 月、平成元年 1 月、同年 3 月から同年 12 月までの期間、4 年 4 月から 5 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 8 月までの期間及び 6 年 1 月から同年 10 月までの期間については、申立人が所持する給料支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致することが確認できることから、ii) 昭和 59 年 10 月、平成 2 年 1 月、同年 2 月、同年 6 月、同年 7 月、同年 12 月、3 年 1 月、同年 5 月、同年 7 月、6 年 11 月から 7 年 6 月までの期間については、上記の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録を下回ることから、いずれの期間においても記録を訂正する必要は認められない。

4 昭和 52 年 10 月から 53 年 9 月までの期間、53 年 12 月から 59 年 4 月までの期間、同年 12 月、60 年 12 月、61 年 1 月、同年 8 月、62 年 2 月、同年 8 月、63 年 1 月、同年 4 月、同年 12 月、平成元年 2 月、2 年 3 月から同年 5 月までの期間、2 年 8 月から同年 11 月までの期間、3 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月、同年 8 月から 4 年 3 月までの期間、5 年 2 月、同年 9 月から同年 12 月までの期間及び 7 年 7 月から同年 9 月までの期間については、申立人は給料支払明細書等の資料を所持していない上、申立期間当時の監査役は、「貸金台帳など関係書類を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の額などについては分からない。」と回答している。

また、ほかに申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が上記期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

母親が、市役所において私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。国民年金保険料を一年分まとめて納付した領収印のある納付書を見せてもらった記憶もあるため、未加入とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 4 月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親から聴取しても、申立期間に係る国民年金の加入状況（加入時期、加入手続等）及び保険料の納付状況（納付方法、納付時期等）は明らかでなく、20 歳に到達したときから国民年金保険料を納付していたとされる申立人の兄についても国民年金の加入記録は無く、申立人の供述には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳から、申立人は平成 2 年 3 月 11 日に初めて国民年金の被保険者となっていることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月まで
20 歳になった大学生の頃、居住していた市から国民年金の加入についての案内通知が届いたのでそれに加入した。毎月、同市出張所の年金担当窓口で国民年金保険料を納付し、年金手帳に領収印を押してもらっていたので、未加入とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 4 月以降に払い出されており、申立人は、同月以降に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、制度上、任意加入の対象者（学生）であった申立人は申立期間に遡って国民年金に加入することはできない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金保険料の領収印を押されていたとする年金手帳を所持していない上、その居住していた市は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、納付書に現金を添えて指定金融機関等で納付するか口座振替のいずれかであり、市（出張所）の窓口において現金を収納し年金手帳に領収印を押す方法は採っていなかった旨回答しており、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月、63 年 3 月から同年 5 月までの期間及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月
② 昭和 63 年 3 月から同年 5 月
③ 昭和 63 年 12 月

母親から「年金に加入していない期間があると将来年金を満額もらえなくなる。」と聞いていたので、短大を卒業して以降、厚生年金保険に加入していない間は、時効により国民年金保険料が納付できなくなる前に社会保険事務所（当時）において国民年金の加入手続を行っていた。申立期間について未納とされているのは納付できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 11 月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続を行った時期についての記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料に係る納付状況（納付場所、納付金額等）を記憶していない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から47年3月まで
個人経営の事業所を開業した昭和46年に、申立期間の国民年金保険料について未納催告を受けたため、同年の青色申告決算書の申告期限である同年12月までに申立期間の国民年金保険料を市役所出張所において一括して納付したので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和47年10月に国民年金に加入していることが確認でき、この時点では、申立期間の一部（昭和44年10月から45年6月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その所持する昭和46年青色申告決算書（控え）の社会保険料控除欄に社会保険の種類として「国保」、支払保険料として「10,090円」と記載されており、このことが申立期間の国民年金保険料を納付した証しであると主張するが、申立人が所持する47年、48年及び49年の青色申告決算書（控え）の同欄では、社会保険の種類が国民健康保険の場合は「国保」、国民年金の場合は「国民年金」と記入されている上、申立人が主張する支払保険料（1万90円）は、申立期間の国民年金保険料額（1万1,700円）とも異なる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から39年2月1日まで
昭和36年4月1日から39年9月1日までA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、加入記録が無い申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の元従業員（複数）の証言から、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は既に解散しており、その事業主の連絡先は不明であることから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実について確認できない。

また、申立てに係る事業所は、申立期間中の昭和38年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同事業所における被保険者記録がある者15人のうち、14人(申立人を含む。)が、被保険者資格を申立人と同じ同年3月1日に喪失していることが確認でき、申立人の上記の資格喪失日が不自然であるとまではいえない。

さらに、オンライン記録によると、申立てに係る事業所が再び厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年2月1日であり、申立期間の一部（昭和38年6月1日から39年1月31日まで）については適用事業所ではない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1261

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 30 日から 19 年 1 月 1 日まで
昭和 17 年 11 月に徴用工として A 社 B 事業所（現在は、A 社 C 事業所）へ就職し、20 年 1 月に陸軍へ入隊するまで同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立人が申立期間において在籍していたことを確認できる資料を保管しておらず、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況については不明である旨回答している。

また、申立てに係る事業所の元従業員及び申立人が記憶している同僚からは、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除をうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1262

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年頃 3 か月から 6 か月間ぐらい
② 昭和 33 年頃 3 か月から 6 か月間ぐらい
③ 昭和 38 年頃 12 か月間ぐらい
④ 昭和 42 年頃 3 か月間ぐらい
⑤ 昭和 44 年頃 4 か月間ぐらい
⑥ 昭和 46 年頃 6 か月間ぐらい
⑦ 昭和 56 年頃 3 か月から 4 か月間ぐらい
⑧ 昭和 63 年頃 6 か月間以上
⑨ 平成元年頃 3 か月間ぐらい
⑩ 平成 2 年 7 月から 3 年 1 月まで

年金の記録をみると、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②、D事業所に勤務していた申立期間③、E社に勤務していた申立期間④、F社に勤務していた申立期間⑤、G社に勤務していた申立期間⑥、H社に勤務していた申立期間⑦、I社に勤務していた申立期間⑧、J社に勤務していた申立期間⑨及びK社に勤務していた申立期間⑩について、記録が漏れているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①において勤務していたとするA社は、昭和 48 年 8 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については適用事業所ではない。

また、上記事業所の事業主は、申立人を覚えているが、申立期間①については厚生年金保険の適用事業所ではないので、保険料を控除することはない旨回答している。

2 申立人が申立期間②において勤務していたとするC社は、昭和 36 年 1 月

1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②については適用事業所ではない。

また、上記事業所は、昭和58年12月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、その事業主も既に死亡しており、申立期間②の厚生年金保険料に係る控除等の状況を確認できない。

- 3 申立人が申立期間③において勤務していたとするD事業所は、昭和45年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、その事業主の連絡先が不明であり、申立期間③の厚生年金保険料に係る控除等の状況を確認できない。

また、上記事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間③に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番が無い上、申立人の申立期間③における雇用保険の加入記録も無い。

- 4 申立人が申立期間④において勤務していたとするE社の元従業員は、期間は特定できないものの申立人が同事業所に勤務していた旨証言している。

しかしながら、上記事業所の事業主は既に亡くなっており、同事業所の事業を引き継いでいるL社は、申立期間④当時の関係資料を保存しておらず、申立人の勤務実態等を確認できない。

また、上記の元従業員の証言から、当時、E社の事業主は従業員を採用して直ちには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立期間④に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番が無い上、申立人の申立期間④における雇用保険の加入記録も無い。

- 5 申立人が申立期間⑤において勤務していたとするF社の後継会社であるM社は、保管する関係資料からは申立人の在籍を確認できない旨回答している上、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、勤務実態についての証言が得られない。

また、申立人は、F社から健康保険被保険者証を交付されていない旨述べていることから、申立人は、同事業所における健康保険に加入せず、それと併せて加入することになっている厚生年金保険にも加入していないことがうかがえる。

- 6 申立人が申立期間⑥において勤務していたとするG社の後継会社であるN社は、申立期間当時の人事記録を保存しておらず、加入している健康保険組合及び厚生年金基金の記録に申立人の名前は見当たらない旨回答している。

また、申立人は、G社から健康保険被保険者証を交付されていない旨述べていることから、申立人は同事業所における健康保険に加入せず、それ

と併せて加入することになっている厚生年金保険にも加入していないことがうかがえる。

- 7 申立人が申立期間⑦において勤務していたとするH社の事業主は、保管する当時の労働者名簿等に申立人の記録は無く、勤務実態等を確認できない旨回答している。

また、上記事業所の元従業員（複数）は、申立人のことを覚えていない上、そのうち一人は、当時、入社後直ちには厚生年金保険に加入させてもらえなかった旨証言している。

さらに、上記事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立期間⑦に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番が無い上、申立期間⑦における雇用保険の加入記録も無い。

- 8 雇用保険の記録から、申立人は、昭和 63 年 10 月 6 日から平成元年 7 月 24 日まで I 社に勤務していたことが推認でき、同社の元従業員は、勤務期間は不明であるものの申立人を記憶している旨証言している。

しかしながら、上記事業所は平成 3 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、関連資料を保存しておらず、申立人に係る申立期間⑧の給与月額や厚生年金保険料の控除額等を確認できない。

また、上記事業所の社会保険事務を担当していた元従業員は、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなく、勤務形態により加入しない従業員もいた旨証言している。

さらに、上記事業所に係る厚生年金保険被保険者記録に申立期間⑧に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立人は、申立期間⑧において国民年金に加入し、保険料免除の承認を受けている。

- 9 雇用保険の記録から、申立人は、J 社に平成元年 7 月 26 日から同年 9 月 25 日まで勤務していたと推認できる。

しかしながら、上記事業所は、当時は、採用後 3 か月間は健康保険及び厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない旨回答している。

また、上記事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録に申立期間⑨に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間⑨において国民年金に加入し、保険料免除の承認を受けている。

- 10 K 社の回答及び雇用保険の記録から、申立人は、同事業所に平成 2 年 7 月 1 日から 3 年 1 月 15 日まで勤務していたと推認できる。

しかしながら、上記事業所は、申立人は短時間勤務の雇用契約であったため、厚生年金保険の被保険者に該当せず、保険料を控除していない旨回

答している。

また、上記事業所に係る厚生年金保険被保険者記録に申立期間⑩に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間⑩において国民年金に加入し、保険料免除の承認を受けている。

- 11 申立期間について、申立人は厚生年金保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、給与支給額や厚生年金保険料の控除額を記憶しておらず、申立人に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 56 年 5 月 1 日まで
A 社 B 事業所（現在は A 社 C 事業所）において昭和 48 年 7 月から 57 年 9 月まで勤務したにもかかわらず、56 年 5 月より前の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 C 事業所が保管する申立人に係る健康診断個人票から、申立人は昭和 49 年 1 月 24 日から同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当時、A 社 B 事業所に勤務していた従業員は、同社本社において被保険者となっていたが、同社本社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、同社本社は、記録どおりの届出を行ったことが確認できる上、申立期間当時における申立人の雇用形態は不明である旨回答している。

また、申立期間中に A 社本社における厚生年金保険の被保険者記録がある者（複数）からも、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和 50 年 1 月 10 日に国民年金被保険者資格取得届をその居住する市に提出しており、49 年 4 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料を納付し、54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料の納付免除を申請していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間中に受診したとする医療機関は、「申立人は、昭和 48 年（日付不明）から 56 年 4 月 30 日まで国民健康保険に加入してい

た。」と回答している。

このほか、申立人には、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶はなく、これが事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 5 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 16 年 5 月に入社し、経理業務に従事していたA事業所は、国から現員徴用の命令を受け、正規職員は終戦から1年後の21年8月まで退職できず、同命令が解除された後も引継ぎなどのため同年10月31日まで勤務し、同年11月に陸軍省から表彰を受けたことを記憶している。昭和21年1月5日に資格喪失となっている厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

現員徴用の根拠となる軍需会社法は昭和20年12月21日に廃止（昭和21年1月16日施行）されており、申立てに係る被保険者資格の喪失日が上記時期とほぼ一致している21年1月5日であることが特に不自然とは言い難い。

また、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和19年10月1日以前に被保険者資格を取得している者765人のうち、648人は、申立人が退職が認められなかったとする20年8月から21年8月31日までの間に被保険者資格を喪失しており、このことは、現員徴用の命令により終戦後1年間は退職できなかったとする申立人の主張と矛盾する。

さらに、上記の被保険者名簿から確認できる、申立期間に被保険者資格を取得し申立人と比較的年齢の近い大正10年から昭和5年までに生まれた者66人のうち、回答を得られた8人は、いずれも申立人のことを知らない旨回答しており、申立人の勤務実態を推認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 16 日から 43 年 4 月 1 日まで
昭和 41 年 11 月 16 日から 43 年 3 月末まで A 社に勤務した。入社前に見た新聞の求人広告には、同社が厚生年金保険に加入している旨記載されていたと記憶しており、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある者（複数）の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は申立期間中の昭和 42 年 12 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間の一部（昭和 41 年 11 月 16 日から 42 年 11 月 30 日まで）については適用事業所ではない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚 3 人のうちの一人及び申立人が一緒に勤務したとする女性事務員は、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事業所も当時の関係資料を保管しておらず、申立てに係る厚生年金保険料の控除の状況は不明である。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。